

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

平成31年3月20日（水）予算決算委員会終了後 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 奥 岩 浩 基 尾 沢 三 夫 戸 田 隆 次
中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織 山 川 智 帆

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

武田防災安全監兼防災安全課長

[防災安全課] 藤谷主査兼危機管理室長 三木主査 大塚調整官

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

傍 聴 者

安達議員 岩崎議員 岡村議員 国頭議員 西川議員 又野議員 三嶋議員
渡辺議員

報道関係者2人 一般4人

審査事件及び結果

- ・陳情第26号 原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を国に提出することについての陳情 [趣旨採択]

~~~~~

### 午前10時28分 開会

○**稲田委員長** ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、12日の本会議で本委員会に付託されました陳情1件を審査いたします。

陳情第26号、原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を国に提出することについての陳情を議題といたします。

本日は、参考人として、陳情提出者、えねみら・とっとり共同代表、山中幸子様にお越しいただいております。

それでは、山中様に御説明をいただきたいと思っております。説明は、わかりやすく、簡潔にお願いいたします。

山中参考人、どうぞ。

○**山中共同代表** えねみら・とっとりの山中です。このたびは発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。座らせていただきます。

私たちの団体では、原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を国に提出することについて陳情しています。また、この陳情は、米子市だけではなく、島根原子力発電所のUPZ内の自治体全てに提出しております。

私たちの団体は鳥取市にあり、UPZ内の自治体ではありませんが、鳥取市は原発災害避難者の受け入れ自治体になっており、原子力発電所事故の影響の大きさや長さを考えると、人ごとではないという気持ちで提出させていただきました。

その陳情理由を述べますと、福島第一原子力発電所の事故の実態を受けて、原子力発電所からおおむね30キロメートルの範囲にある自治体では、原子力災害時の地域防災計画及び広域住民避難計画を作成するようにと国から義務づけられました。自治体の第一の責務は、住民の生命、健康、財産を守ることでありますので、当然必要なことではありますが、近年ふえている自然災害の対応に加えて予測が難しく、最悪の事態では全域の住民避難まで想定する原子力発電所の事故に備えることは大変な困難を伴う仕事と考えられます。そして、この責務は、原子力発電所が全て廃炉になるまで続くこととなります。このような困難な重責にあるにもかかわらず、原子力発電所の再稼働及び新規稼働に対する地元同意については明確な法的な仕組みは存在せず、電力会社と地元自治体に任されています。

平井知事も、10月12日の朝日新聞の取材に答えて、次のように話されています。根本的な原因は国だ。福島の事故を踏まえた法的システムができていない。国が原発の再稼働にかかわっているのに、地元に関する手続は頬かむりしている。稼働時における地元との合意プロセスは立法化する必要がある。これは、この新聞記事の最後の部分をちょっと引用させていただきました。

鳥取県議会では、参考資料にあるように、既に平成27年3月に同様な意見書を提出していますが、状況は変わっていません。私たちの文案をたたき台にして、ぜひ意見書を提出していただければと願っています。鳥取県、境港市、米子市の安全協定は実質的に立地自治体と同じであるとする意見もありますが、立地自治体の松江市は事前了解に関して同じではないと断言していますし、中国電力も松江市の考えを否定してはいません。実際、文言が違えば内容も違うと考えるのが普通だと思います。現在、島根原子力発電所2号機、3号機は審査中ですが、2号機の審査結果が出る前に、立地自治体と同じ事前了解を求める働きかけを貴議会においてもぜひお願いしたいと思います。

先日、東日本大震災8周年追悼式のニュースが流れていました。被災自治体は復興に向けて力を尽くしておられると思いますが、原子力発電所から10キロから30キロの浪江町では帰還した住民は震災前の約4%、原子力発電所から30から50キロメートルの飯館村では10%ほどで、そのほとんどは高齢者と聞いています。どちらも放射性物質が大量に噴出したとき、風向きや天気によって高線量被ばく地帯となり、全村避難をせざるを得なかった地域です。そこで暮らしていた漁師、酪農家、お店の経営者など全ての住民が、先祖代々築き上げてきた財産も、コミュニティーも、家族のきずなも、ふるさとの歴史も、文化も、全て丸ごと奪われたという事実は大変重いと感じています。そして、忘れてはいけないのは、福島での原発事故は絶対はないとされていたにもかかわらず起きた事故でしたが、新規制基準による再稼働及び新規稼働の判断は、事故が起きることが前提です。だからこそその避難計画作成であり、国は現実的に原発災害を想定しています。飯館村の現在

は、米子市の未来かもしれません。

危険な施設である原子力発電所は、より多くの自治体が当事者として安全性をしっかり監視する必要があると思います。住民の命に直結する問題であることの重要性を考え、独立した自治体として米子市議会の姿勢をぜひ示していただきたいと切に願います。避難計画を義務づけられた全ての自治体が稼働に関して事前了解権を持つ仕組みを国に求めてください。以上です。ありがとうございました。

**○稲田委員長** 参考人による説明は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。山中様、ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、賛同議員からの説明を求めます。

初めに、岡村議員。

**○岡村議員** 岡村英治です。この陳情について賛同する理由を述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

従来から米子市も、また市議会も、中国電力に対して、島根原子力発電所にかかわって、事前了解権などを含めた立地自治体と同等の安全協定を締結するよう、他の周辺自治体と足並みをそろえて求めています。それは、住民の安全を確保する上で欠かせないと考えるからです。鳥取県議会は、UPZ範囲内にある道府県及び市町村の同意を原子力発電所の再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める意見書を国に提出しているように、国に制度として認めさせてることが重要になってきていると考えています。ぜひとも米子市議会としても、この趣旨に沿って、原発の再稼働や新規稼働に際して、UPZ圏内の自治体の事前了解を要件とするよう国に働きかけていくことが、住民の安全を守る上でも重要になっていると考えます。ぜひとも採択をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

**○稲田委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** この陳情の賛同理由を述べます。

この陳情は、要はUPZの周辺自治体にも事前の同意権というか、別な言い方をすると拒否権に関して法的な仕組みを設けることを国に要望してほしい、そういった内容です。これ、そもそも福島原発以前は、原発事故は起きないと、そういう前提でいろんな物事を考えられていたけど、福島原発の事実を見て、事故は起き得るという前提に立って、だからそのときに備えて避難計画は必要だ。国はそれを、もう法律で災害対策基本法とか、原子力災害対策特別措置法で、周辺自治体に法的に義務づけられています。これは、住民の生命、身体、財産を守るためということで、各自治体、米子市もそれに沿って避難計画を策定しています。そのときに、なかなか避難計画というのは実効性を持つのが難しいことで、例えば現状ではまだまだ米子市民の生命、身体、財産を保護できる状況でないという判断があったとすれば、当然そこで原発の稼働に関して停止を求める権限というのは持つてしかるべき。避難計画を義務づけるということと、それが十分対応できていない現状のときは、それをまだだめということで停止を求める権限というのは、私はセットでないとおかしいと思います。そういった意味で、今回の国にそういったシステム、法的な整備を求めるというのは必要なことであると思いますので、賛同をします。ぜひ採択をお願いし

たいと思います。

○**稲田委員長** 賛同議員の説明終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

ないですね。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて御意見をお一人お一人お願いいたします。

では、土光委員からお願いいたします。

○**土光委員** 採択を主張します。その理由は先ほど述べたとおりです。

○**稲田委員長** 次に石橋委員。

○**石橋委員** 採択を求めます。理由ですけど、一つは松江市長さんは、やはり事前了解権を周辺の自治体が持っているような、立地地と同様のということについては否定的になっておられます。もし混乱が起きたら、特に松江市民が守れないのではないかというふうに、11月の日本海新聞が記事に書いてありますけど、えねみら・とっとりさんの要望に関して、やっぱり松江市っていうのは立地市で、電力会社とのこれまでの関係などもあってなかなか大変だから、米子が頑張ってくれよとか、よく松江の人に言われるんですけど、周辺自治体がそういう松江市を今支えるというか、あるいは後ろから押していくっていうような意味合いでも、この事前了解権について求めていくっていうことで、足並みをそろえることが必要ではないかというように思います。

福島の実状については、先ほど山中さんも言われました。本当に今の状態を考えると、原発事故が起こったときに、もう本当にそれを収束するというのも、まだ全然道が見えていない。調査すら進んでいない。まだ5万人以上の方が避難生活をしています。60キロぐらいだと思うんですが、先ほど言われました飯館村も、まだ10%しか帰還されてない。これを本当に事故が起こったときに、広い範囲の自治体が、もう命を初め、生活設計まで全て失われていくような大きな被害を受けるっていうことを示していると思います。二度とこのような事故が起こったら、日本は本当に大変なことになるというふうに思います。自治体の存続についても、原発事故は本当に危うくするものだというふうに思います。

4つ目は、世界も原発から撤退を始めています。ドイツのように、きちんと何年までに撤退するんだということを決めたところもありますが、それ以外の国々も、この安倍政権の原発をどんどん世界に売り歩くという政策もあったんですけど、全部輸出、各国への建設計画も頓挫しました。ベトナムとかいろいろありますけれど、全てその計画は頓挫しています。それは事故の大変さということに加えて、その後の原発の建設っていうのが、その対策を含めるともう本当に莫大な費用が必要だということがわかっているからだというふうに思います。

5つ目は、政府はベースロード電源だといって、原発を2030年に10%から22%、その原子力発電で賄うようにするというような計画を持っています。しかし、それは老朽化した原発も含めて、全ての今ある原発を動かさないと、それでも間に合わないという計画です。だから、新規稼働もどんどんさせようというふうに経団連の会長なんかも言っておられますけれど、それが本当にどんなことになるのかっていうことなんです。その原発がベースロード電源だっていう政府の考えが、自然エネルギーの発展というか、これ以上のあれを阻んでいる。そこも、電力会社って原発枠をちゃんと確保した上で、お金の融通を考えようとしていますから、まず原発はベースロード電源だという考えが変わらない

と、なかなか難しいところがあります。それ今、この直接の陳情にはかわりませんが、そういう世界の情勢の中で、日本はそうなんだということです。原発については、本当に事故が起きたら大変なんだけど、避難計画があるっていうのは、国もそれを認めてることなんですけど、それとあわせて避難計画が義務づけられている自治体には、やはりその事前了解権もあるべきだというふうに思います。

安来市議会はこの陳情は採択されました。周りの自治体がやはり足並みをそろえて採択をして、国を押ししていくということが必要だと思います。

(「趣旨」と声あり)

趣旨。

**○稲田委員長** 石橋委員、最後のところは。

石橋委員。

**○石橋委員** 済みません。趣旨採択だったという意見が両方から出ました。私がちょっと読み違えて。

(「境が採択」と声あり)

ああ、そうかそうか。境が採択で、安来が趣旨採択になっておりました。以上、訂正します。

**○稲田委員長** 境港市議会が採択、安来市議会が趣旨採択というふうに訂正されるということよろしいですか。

**○石橋委員** はい、訂正します。

**○稲田委員長** 次の、山川委員。

**○山川委員** この陳情に関して採択を主張します。その理由は、やはり立地自治体と周辺自治体においては、事故が起こった場合、影響が同じだからです。というのも、やはり北朝鮮の状況が不安定です。その中で事故が起きた場合、原発が稼働している場合において事故が起こった場合、爆発して放射性物質が漏れる、30キロ、福島の場合であったら、飯舘村50キロ、影響してくる場合、原発が稼働していない場合においての差は歴然としています。その中で、やはり住民を守る仕組みであると思います、この事前了解権は。住民でいうと遠いと感じる方がおられるかもしれませんが、やはりあなたのお子さん、あなたのお孫さん、それを守るためには、子どもはやはり体積が小さいので、放射性物質は吸収しやすいっていう、チェルノブイリからも因果関係が立証されています。そこで、やはりこの子どもたち、孫たちを守る仕組みとして、国策であるからこそ、国に対して事前了解権、これを求めていく、この陳情に関して賛同いたします。以上です。

**○稲田委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 趣旨採択でお願いいたします。自治体の安全対策として、市民の命、暮らし、財産を守っていくというのが、きちっと責務として果たしていかないといけないところは理解しております。その上で、去年の8月も米子市も中電からの3号機のことについての回答について、不快と表明をされた中で、強調されているところでありますけれども、まずは周辺自治体、また鳥取県、境港市とも協議を進めていながら、国にこれを持っていくのは、同意を立地自治体と同じように求めていくっていう姿勢でいらっしゃるということを、まず、私は振り返りながら確認をしたところです。

さらに、この原発を、周辺自治体、どのような態度をとっているかと、松江のところの

考えを見ますと、そもそものこういったことの問題が、立地自治体っていうところと、UPZ30キロっていうところが一緒になってしまっていて議論をされているというふうに考えます。対策をとっていくというところはUPZも同じであるべきですけれども、今のところ立地自治体というところが明確に、私たちはUPZであって立地自治体ではないというところを、しっかりとその違いを米子市議会として、どのように県や境港市と歩調を合わせながら求めていくのかというのは整理していかないといけないと思います。

皆さんが発言されている内容、今聞かせていただく中で、趣旨は全くそのとおりだと思いますけれども、このたびの陳情のタイトルにもありますように、事前了解権を要件とするということで、今まで県が求めてきたのは同意を求めてきたのであって、タイトルの、内容は、原案見させていただきましたけど、内容には同意というふうに書いてありますけど、タイトルになると事前了解を要件とするという、ちょっとそここのところが周辺と足並みを合わせていくには無理があるかな、少し難しいんじゃないかなというふうに考えております。ですので、この陳情につきましては、趣旨採択でお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 続いて、尾沢委員。

**○尾沢委員** 我々も趣旨採択にしてお願いをしたいというふうに思います。この案件については、中国電力との間でも、事前にいろいろお話もしておりますし、立地自治体と同等の対応を中国電力に既に求めております。したがって、本陳情の内容については、趣旨採択としたいというふうに考えております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も趣旨採択を主張させていただきたいと思います。平成30年の8月1日の米子市の議会の全員協議会の中で、島根原子力発電所3号機、新規制基準適合性審査申請に係る中国電力からの事前報告に対する米子市の対応について、そこで附帯意見をつけておりますと。稼働に向けての一連の手續に際し、立地自治体と同等に対応すること、また、安全協定の改定については引き続き誠意を持って対応することと。きちっとその辺で附帯意見をつけております。それと、また同年の8月6日に、今の知事と米子市長と境港市長で、原子力規制委員長並びに経済産業大臣に対して、今の要請書を出しております。その中でも、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し同意を求める範囲等、周辺自治体等の位置づけを明らかにすることと、既にそういうふうな行動も起こされておられますので、現時点では趣旨採択を私は主張したいと思います。以上です。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 趣旨採択でお願いいたします。本委員会でも、事前了解権のことに関しては協議を続けてきたところでありますし、また全員協議会も、先ほど戸田委員がおっしゃったとおりであります。内容につきましては、戸田委員と重複するところが思いでありますので、趣旨採択でお願いいたします。

**○稲田委員長** 中田委員。

**○中田委員** まず結論的に、趣旨採択を表明いたします。理由としましては、これまでの現行制度の上での事業者に対する米子市の態度、考え方というのは、重ねて県と歩調をとりながらやってきて、先ほど戸田委員等がおっしゃったとおりでございますので、その立場はずっと一貫して取り組んでいくこと。

それから、この陳情内容としての求めていく趣旨は、十分今まで我々のとってきた同じ行動の趣旨と反するものではないと思っています。しかしながら、今回この陳情書でいくと、要するに法的根拠といえますか、国の法制度の中できちっとできてないことに対して求めるということで、これについても私は反するものでは、国の責任においてすべきだという考えは持っておりますが、その上での事前了解権という部分につきましては、先ほど土光委員が言われたとおり、了解する権限、権利と同時に、あわせ拒否できる権利を持つということになると思います。要するに、了解するということについては、了解という権限を発揮したときには、ここに伴うのは了解する以上の責任をどう持つかというところが非常に重要になってくると思いますし、それから、拒否権を発動するときには、住民に対して拒否するべき理由を専門的かつ合理的に説明する義務が生じると私は思っておりますので、そういったその能力を、いかに単位自治体が持つのかというところを、やっぱりもう少しきちっと組み立てていくべきだと思っております。

それと、矢田貝委員からありましたように、立地自治体等の、端的に言うと松江市ですけど、松江市と立地自治体と周辺自治体との違いというところの認識が、それぞれが今だと対立しかねない形になっておりますので、これを単位自治体同士で事業者を間に挟んでやるということは、非常に重たい問題だと思っております、やっぱりこれは、これも国の責任において、そここのところを明確化しながら整理していただきたいと思っています。したがって、ただ単に法整備してくれということではなくて、これは立地自治体はどう責任を持つかという問題にもなってきますので、そこら辺はやっぱり十分、これは当局のほうにも求めたいと思っておりますけれども、そこら辺のやっぱり考え方を整理していただいて、その上できちんとした形で、明確にした要望を国に求めていくべきではないかというのが私の意見ですので、よって、本件については、趣旨採択ということを主張します。

**○稲田委員長** では、確認いたします。今、採択を求める方が3名、趣旨採択を求める方が5名いらっしゃいましたので、これから諮りますけれども、趣旨採択について諮ります。

それでは、陳情第26号、原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を国に提出することについての陳情について、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・奥岩委員、尾沢委員、戸田委員、中田委員、矢田貝委員〕

**○稲田委員長** 賛成多数であります。よって、本件は、趣旨採択すべきものと決しました。

以上で審査は終了いたしました。

これをもちまして、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会……。

（「意見書は……」と声あり）

意見書は、今回は意見書を出すという陳情でしたので、それが趣旨で、きょうはそこまで到達してないという判断をしました。

（「趣旨選択で……」と声あり）

再開いたします。

（「帰ってもいいって言わんと帰ったらいけんよ。」と声あり）

（「確認せな……」と声あり）

**○稲田委員長** では、改めて再開いたします。

先ほど趣旨採択と決しました。本陳情は、意見書を国に提出することということを要件

とされていらっしゃると思います。したがって、採択であれば、これは意見書を提出する流れになることは私も承知しております。ただ、趣旨採択でございますので、このまま完全に採択、意見書を提出するまでに到達してないと判断いたしました。ですが、このことについて今、説明を求められましたので、そのように述べましたが、このことについて、そう進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 趣旨について、基本的な陳情の言っていることというか、それは賛成だけというのが趣旨採択だと思います。例えば、これ意見書案もついてますけど、このままではちょっといろんな意見があって、このまま意見書を出すということには採択できないという御意見だと思うので、例えばこの文面を私たちがもうちょっとすり合わせて、私たちの言葉で書き直して意見書を出すというのは、私はあってもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

**○稲田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私は先ほど趣旨選択にする理由を申し上げましたけれども、国に対する意見書を出すのであれば、よりこちらが主張すべき点を明確にして出すべきだと思っています。今まで各種の意見書というのを国に出してきましたけれども、その辺がぼんやりしたような意見書を国に出しても、言い方が悪いですけども、ここに積んどくだけの対応をされても困るわけです。ですから、私としては、先ほど申し上げたようなところをしっかりと整理をして、明確な意見として国に求めるものを明確化して求めるべきだと私は思っていますので、今回はそこに至っていないと思っています。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 中田委員の言われるとおりでとすると、例えば今回、この意見書案があって、このままではちょっとまだ整理、検討することがあるから出せない、それは意見としてはわかりました。こういったことをきちんと私たちが、例えば立地との関係とか、法的な関係とか、責任持ってそんな整理して、出すんなら意見書という考えだとすると、そういったことをこれから、この委員会でやっていくという、そういった作業をやっていくというふうにしてもいいと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

**○稲田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今そういうことを求められてる議論をする場ではないとは思いますが、それは県と共同歩調をとって今までできてますんで、こういうことに関しては、先ほど私、当局がその辺を明確にすべきだと申し上げましたけれども、そういったことを十分県とも、そういう意見があることを踏まえた話し合いをしていく進捗に合わせて、やっぱり整理しながら取り組むべきことを取り組んでいく。ただ、我々の能力だけで、いろんな方でこれだけ意見が違う中で専門家を呼ぶにしても、それかどういふ専門家なのかによってもまた意見が分かれるものであると思っていますので、そういった取り組み方も今後明確にしていく必要があるんじゃないかと思っています。

**○稲田委員長** これ平行線になるようでしたら…。

(「意見書出すか出さんかだ。意見は述べとうだけ。」と戸田委員)

**○稲田委員長** 26号の意見書を出す、出さないについて、それでは、皆さんの意思をお諮りいたします。



意見書を提出することに賛成する方の委員の挙手を求めます。

○**山川委員** いや、違うと思います。いいですか、委員長。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** この陳情の趣旨は、結局、住民代表である当議会に求められてる陳情ですよ。県とか市が今まで歩調を合わせてきたから、行政がやってきたから、それに合わせましょ。じゃあ、その整理はここ議会では、当議会ではどうするんですかっていう話なんですよ。それを陳情を、当議会から事前了解を、議会側から住民代表として出してくださっていいことですよ。で、立地自治体と周辺自治体の整理をしてくださって言われたら、だったら整理したらいいじゃないですか。その整理がいつまでにするんですか、だったら、この議会で、委員会。この陳情の趣旨は、国に対して住民代表である当議会に求められてることですよ。違いますか。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** その議論は、先ほどの陳情をどう扱うかのところで終わった議論です、今議会で。今はそれを踏まえて、意見書を出すか出さないかの、その判断を決める場ではないですか。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** その整理をすることがたくさんあるって言われますけれど、この陳情書の内容については大変明確に書かれてると思います。そういう意味合いで、整理ならしていくことはあるんでしょうけれど、この陳情を、要するに意見書を上げるということを別に、その整理が済んでから後じゃないとだめだという理由にはならないと思います。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** いや、私、けんかしたるわけじゃないだが。要はいろんな意見があるんだ、山川さん。あなたの意見もあれば、私の意見もある、中田さんの意見もある。それを皆さんで討議した上でどうすべきかということを決めるんでしょう。だから、あなたやらが受けとるの、陳情書の受けとめ方と、私たちの受けとめ方もいろいろある。私は意見を述べた。既に当局が附帯意見等をつけて、そういう行動を起こされておられる。それは半年ほど前。だから、議会は議会として行動も起こしとるわけ。だから、そういう意見もあって、あなたやちの意見もある、私たちの意見もあるんですから、だから、そこを淘汰して、委員会としてどうあるべきかということであれば、採決しかないでしょう。私はそう申しとるんですよ。あなたや土光さんの意見も石橋さんの意見も否定はしません。趣旨は賛同しとる。しかしながら、意見書を出すタイミングはどうなのか。その辺のところを私たちは考えておるんです。だから、そこで問いましょうよって言っとるんです。けんかしたるわけじゃない。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** いや、もちろんそうですよ、意見が違うっていうの……。

○**戸田委員** 違います。

○**石橋委員** 褒め合ってるだけです、けんかではありません。

○**稲田委員長** ですので……。

○**石橋委員** ですが。

○**稲田委員長** 石橋委員、簡潔にお願いします。

○石橋委員 ごめんなさい。この内容については、別に否定はされないということです。既に行動を起こしてるから、これは要らないってということなのか、さらに進めるために、米子市議会としても意見書を上げるってということなのか、そののところだと思うので、私は意見書を上げて、その動きを進めてもらいたいと、そういう意見です。

○稲田委員長 ですので、各委員の考えはもう明確にされたと思います。で、もうここは諮るしかありませんので。

土光委員。

○土光委員 採択でないので、この案ということですけど、この案をそのまま出すというのは、それはないと思います。ただ、この陳情の内容とか意見書の中身、趣旨は賛同してるのだから、やっぱり議会として、この意見書の中身をもう一回検討して、私たちの思いに合うような意見書を改めて上げたらどうかと、私は思うんです。ただ、それをするのに、いろんな検討事項とか、すぐここで議論して、じゃあ、こういう文面にしよう、それはならないと思うので、だからこれはこの委員会の今後のという意味です。そういったことを、こういった趣旨の意見を国に出そうということで中身を検討する、そういった作業をこれから継続してしませんかという、これは提案になります。

○稲田委員長 いやいや、ですので、もう26号の裏にあるですね、今回この紙A4、1枚に書いてある、これをもう提出するかしないかを諮ります。

意見書を国に提出することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数でございます。よって、意見書は提出しないとなりました。

以上で原子力発電・エネルギー問題……。

○山川委員 今いいですか。

○稲田委員長 ちょっと待って。提案については、この終了した後に。

○土光委員 閉会は。

○稲田委員長 まず、意見書は提出しないことに決したということで。

まずですが、委員会はこの委員会、ほかにもございますし、趣旨採択と決したものと意見書の関係というのを、今この場で私が発言するのが、少し拙速過ぎると思ひまして、どうですか、委員会の中でそれを話すということは、私はすべきではないという判断してます。よろしいでしょうか。

○山川委員 いやいや、おかしいですよ、おかしいですよ。ちょっといいですか。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 周辺、確かにいろんな意見があるのはわかりますよ。支持母体だったり、誰かが応援されていたっていうのは違いますから。それはわかると思いますよ、違いますよ。違うと思いますよ。ただ、本当に本議会としては、私たちは周辺自治体なんですけども、立地自治体と、じゃあ、どういう条件がそろった場合、この陳情を採択を。じゃあ、その条件が整うまで保留っていう今条件じゃないですか。じゃあ、そういう条件、行政との足並みがそろえられるというふうな条件でしたら、その条件がそろったときにこの陳情を国に対して上げるっていう形になるから、今、時期尚早という意見ですか。だったら、その条件がいつそろるか、じゃあ、それを明確にすべきじゃないですか。何が問題なんですか。

○戸田委員 何を明確する。

**○山川委員** だから、周辺自治体と立地自治体で違うから、それを整理しないとイケないって言うふうに言われたんですけど、じゃあ、それは硬貨なんですか、それはお金をもらうのが違うんですかって、どういうことを整理するんですかって。足並みを行政とそろえるから、それを議会としてもそろえる必要があるというふうにおっしゃられる意味はわかるんですけど、それだったらいつの時点でそろえるんですか、それまでにどう委員会として、どういう検討ができるんですか。

**○戸田委員** 私はね、だから言っておるように、既に昨年8月1日に全員協議会で3号の申請について、附帯意見をつけておられる。8月6日に、既にまた要望書も出されておられる。半年しかまだ経過しておらない、そういう中で、きちっと行政と議会として、ある程度アクションを起こしておるじゃないかと私は思ってるんですよ。

もう1点は、今、矢田貝さんがおっしゃったように、立地自治体、松江市、島根県、それと、また周辺自治体との関係はどうなのか、その辺をきちっと整理せないけんでしょう。ただ、身体、生命、財産を守るの、私たち、義務があるから、それは当然でしょう。しかしながら、そこのタイミングをどういうふうにしていくのがどうなのかというのは、私自身はしんしゃく、自分自身にしんしゃくをしておるんですよということを言っとるんです。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今、戸田さんの言ってる中で、そのアクションを起こしてるのは行政なので、議会としてはそういったアクション起こしてないんです。

**○戸田委員** いや、だから、全員協議会で話されて、皆さん理解したんでしょう。

**○土光委員** 何を理解した。

**○戸田委員** ある程度お話を聞いたんでしょう。私はそういう理解。だから、土光さん、私とあなたと平行線だから、あなたはそういう受けとめ方、私はそういう受けとめ方をしとる、中田さんもいろんな受けとめ方しとる。だから、そこところがなかなか埋まらないのは、いろんな意見があるんでしょうよ。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、アクションを起こしてるのは、行政はアクションいろいろ起こしてます。

**○戸田委員** 事前了解権を求めらるって書いてある。

**○土光委員** 行政がね。全員協議会で話を聞いたから議会がアクションしたことにならない。議会としてのアクションを起こしてないんですよ。だから、行政もアクション起こすし、議会も共同歩調でアクションは起こして……。

**○戸田委員** だから、あなたと意見が違うのは、私は全員協議会で話されて、これでこういうふうな行動を起こしますよということであったので、いろいろ説明があったから、私は了としたと思っとるんですよ。ある程度そこで、同じ同一歩調をとったと、私自身は理解する。あなたは理解してないかも。考え方、私の解釈。

**○山川委員** だから、それは戸田さん自身の解釈であって、でも、事実としてはアクション起こしてないじゃないですか、議会としては。

**○戸田委員** だけん、あなたに……。

**○山川委員** いや、これは事実としてですよ、事実として。

○戸田委員 何が事実なん。

○山川委員 事実として、ただ説明を受けただけじゃないですか。

○戸田委員 説明は受けた。

○山川委員 だけど、アクションは起こしてないじゃないですか。ただ受けて、ああ、いいですよって……。

○稲田委員長 静粛にお願いします。

議会としては立地自治体と同等のことはもう既に申し入れは行っております。何もしていないということは私は当たらないと思います。今諮ることはもう終わっております。意見を言われるのは、当然それは、これ委員会ですから、わかりますけれども、今結局のところ、今後、今回、土光委員が提案された内容についてどうするかということが、このスタートになっていると。私はそれに対しては、この委員会だけではなく、ほかの委員会もあります。要するに趣旨採択となった場合に、意見書をどう扱うかっていうのは、この委員会で何か決め事をして、他の委員会を拘束することはできないと思っております。したがって、今ここの議論をしても、何も結論に至ることはないと思います、その意見書の取り扱いについて。したがって、本委員会はここをもって終了し、もう少しちょっとはつきり落ちついた状態で話をしてはいかがでしょうか、それが私の意見ですので、それを皆さんに同意いただいて、本委員会をこの時点では終了したいと思います。

土光委員。

○土光委員 まず事実関係で、議会は当然中国電力に安全協定の、これは申し入れてあります。この陳情は中国電力に対するだけではなくて、国にそういった法的な整理をしてほしいと、そういった内容です。それに関して議会は、これまで正式に国に要望とか、そういうのはしていません。だから、別な言い方すると、こういうことに関して、議会は具体的にアクションは起こしていません。それが、まずそれは事実関係としてはっきりしてると思います。私の言った提案というのは、提案の趣旨は、もうおわかりいただけると思うので、この当委員会で、これからいろんな原発、エネルギー問題、いろいろ検討するときに、こういった趣旨は皆さん了解しているのだから、その趣旨に基づいて、こういった国民に対しての何らかの意見というのを検討していこうというのを、これからのこの委員会で検討していったらいいんじゃないでしょうかというのが私の提案なんですけど、それを今後、その提案に関してどう扱うかも含めて、検討をしてください。しますか。ここです、しないはいいですが、そういった提案を検討していただきたいと思うんですが。これは皆さんの趣旨に沿った動きだと私は思っていますので。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 私は先ほど、当局にもぜひって言いましたけどね、先ほど来、議会は何もしていないという発言もありまして、戸田委員からも、議会はアクション起こしてるって発言もありました。議会というのは、特に米子市議会の立場で言うと、米子市をどうするかというところで、その二代表制で執行権を持つ当局と、それから議決権や提案権を持つ我々が存在して二代表制成り立ってるわけですね。だけど、これは、要は米子市をどう運営していくか、どういう行動をとっていくのかということにおける二代表制であって、最終的に議会だとか当局だとかじゃなくて、米子市がどうするかという話なんですね。私が求めたのは、実際、この法的根拠が仮にできた、あるいは今の避難計画をつくってやろ

うとしている、ここの実際執行するのは当局なんですね。だから、当局にいろんなことを今まで議会は求めてきてます、それぞれ議員も。それ自体は議会在機能が機能してるんじゃないですか。何もしてないわけじゃないでしょう、意見もそれぞれ求めてます、会派も含めて。ですから、それをあたかも何もしてない、議会在国に求めたり県に求めていく独自の行動をとることだけが、議会在アクションを起こしたということではないので、私が先ほど申し上げたのは、そういった実際執行する側がどういう責任を持つのかとか、どういうジャッジするだけの能力を持つのかということを整理していかないと、やみくもにやれやれだけを言っても、それは実現性乏しいわけですよ。だから、そこら辺を一遍整理すべきじゃないですかというのを、今後の課題としては認識してますよ、もちろん。だけど、そういうことを私も申し上げておきます。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** だから、この陳情をずっと引っ張っていけという論議だという意味ではないわけで、整理することがあるというならば、それを当委員会の課題として、今後検討していこうというのが土光委員の意見ではないですか。

○**稲田委員長** その課題認識を共有しましょうと。

○**山川委員** いいですか。だけん、いろいろな議員さんが、選ばれた人がおられて、住民代表の方がおられて、ここで議論して。でも、その議員さんは自分は仕事してるって、じゃあ、市民の皆さんはどうですか、どう見られてますかっていうことなんですよ、結局は。どう守ることができるか。だからこそ、その趣旨を採択されたのであったら、じゃあ、どういう条件がそろったらということのをこれから整理してもいいじゃないですか。文言なり修正だったりもしてもいいじゃないですかという提案なんですね。今すぐやらないといけないというふうに言ってるわけじゃなくて、この趣旨を採択いただけたのであれば、文言だったりいろんな条件が整ったとき、じゃあ、どういう条件があるのか検討して、その中で当市議会在として足並みをそろえて、文言をすり合わせてやっていったらいいじゃないですかという提案なんですよ。いかがでしょう。

○**稲田委員長** ですので、提案内容はもう皆さん理解されたということで、これ考えはもちろん、皆さん全て一緒という思いでもないというの、これも理解できましたので、今後については、もう一度正副で話しますか。

○**戸田委員** ちょっと会派に持ち帰って。

○**稲田委員長** 会派に持ち帰り。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 済みません、採択、趣旨採択、最後決した後に、何か意見を述べたことで、それがもう一度議論に上って持ち帰りとなるような流れというのは、先ほど委員長がおっしゃったみたいに、当委員会の中でそういった動きを、流れをつくっていくのかどうかっていうところも含めて、よく議会在全体としてどのような動きをしていくのか、まず一つ要ると思います。そして、今、皆さんが言われる、これから、じゃあ、この趣旨採択したんだからどうなのかっていうところにつきましても、改めて委員会にのっけるための流れというのに沿っていただかないと、持ち帰りますって言ったら、もうこれからずっとこれが可能になりますけど、どうなんですか。

○**稲田委員長** 手続の話ですが、議長、副議長なりに、議会在運営委員会のほうへ、きょう

あったことを報告させていただいて、取り扱いについては相談ということは今考えております。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**稲田委員長** では、会派持ち帰りということで。

これをもちまして、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後0時34分 閉会**

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清